

3 保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めるときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

第十三条第一項中、「同法第五十五条の二第四項中、第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所」とあるのは、「第五条の規定により本人が届け出た住居」と及び「それぞれ」を削る。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
2 この法律による改正後の執行猶予者保護観察法第五条の規定は、この法律の施行の日以後に刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者について適用し、この法律の施行の際現に同項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けている者については、なお従前の例による。

法務大臣 杉浦 正健
内閣総理大臣 小泉純一郎

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第十六号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「地震防災緊急事業五箇年計画」を、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)
第一条の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議及び同法第十七条第一項に規定する都道府県防災会議の協議会(地震災害(地

震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。)の軽減を図るため設置されているものに限り、同法第四十条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第四十三条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第三条第二項において「都道府県地域防災計画等」という。)において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標(第三条第二項において「実施目標」という。)を定めるよう努めるものとする。

第二条第一項中、「地震により著しい被害」を、著しい地震災害」に改め、(昭和三十六年法律第二百二十三号)を削る。

第三条第一項第十四号中、「地震災害時」を、「地震災害が発生した時以下、地震災害時」とし、()に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。
(想定される地震災害等の周知)
第十四条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

附則第二項中、「平成十八年三月三十一日」を、平成二十三年三月三十一日」に、平成十八年度」を「平成二十三年度」に改める。
別表第一中、「木造以外の校舎」を、「校舎又は屋内運動場で、木造以外のもの」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一(公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の屋内運動場の補強に係る部分に限る。)の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべき

もの」とされた国の補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎
農林水産大臣 中川 昭一

御 名 御 璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第十七号

関税法の一部を改正する法律

(関税率法の一部改正)
第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中、「一定の期間」に「段階的」を加え、同条第四項中、「経過していない場合には」を、「経過していない場合は」に改め、同条第十三項中、「場合には」を、「場合は」に改める。

第二十一条第一項第六号中、「構成部分とするカード」の下に「その原料となるべきカードを含む。」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。
(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)
第二十一条の二の二 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)に關し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

第二十一条の三第一項中、「前条第一項」を、「第二十一条の二第一項」に改める。
第二十一条の四第一項中、「第二十一条の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下、「申立特許権者等」という。))は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたとき、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。))又は輸入者(当該認定手続に係る貨物